

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月9日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	106-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/mynumber_dokujiriyou.html

執行機関名

私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用特定個人情報の提供等に関する条例別表第1 2の款(4)の項 高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法	兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱2条
⑥事務の趣旨又は目的	第二章 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第2条 奨学給付金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等のうち、国及び地方公共団体が設置した高等学校等(以下「高等学校等」という。)の生徒等の法第3条第2項第3号に基づく保護者等(以下「保護者等」という。)に奨学給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		兵庫県国公立高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)支給要綱